

特定不妊治療費・ 不育症治療費助成

保険医療助成課 ☎ 229-3158 FAX 229-5001

令和7年度に治療が終了した特定不妊治療費(先進医療、保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加、着床前胚染色体異数性検査(PGT-A)を含む)と不育症治療費の助成申請期限は、治療が終了した日を含めて60日以内です。申請条件や助成額など、詳しくは市ホームページをご覧ください。

※やむを得ない理由により60日を超えた場合は遅延理由書が必要です。ただし、治療が終了した日の属する年度内の申請に限りませんので、令和8年1月31日以前に終了した治療は3月31日(火)までに申請してください(郵送の場合は、簡易書留で3月31日(火)消印有効)。



- 軽自動車税種別割
- 固定資産税・都市計画税
通徴収)
- 市民税・県民税・森林環境税(普
通徴収)
- 口座振替できる市税

口座振替での納付は、納め忘れがない、納付のために外出する必要がないなど多くのメリットがあります。申し込み方法など、詳しくはお問い合わせください。

**市税の納付は
口座振替をご利用ください**



- 市立認定こども園の給食費
- 市立認定こども園利用者負担額
- 市立保育所の給食費
- 保育所利用者負担額
- 後期高齢者医療保険料(普通徴収)
- 介護保険料(普通徴収)
- 国民健康保険料(普通徴収)
- 付・お支払い

収税課 ☎ 229-3135 FAX 229-3331



物価高対応 子育て応援手当

こども政策課 ☎ 229-3155 FAX 229-3451



長期化する物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、児童一人当たり2万円(1回限り)を支給します。原則申請は不要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

対象児童 次のいずれかに該当する児童

- 令和7年9月30日時点の児童手当の支給対象児童
- 令和7年10月1日～令和8年3月31日に出生した児童

申請が必要な場合 次のいずれかに該当する人

- 勤務先から児童手当を受給している公務員
- 令和7年10月1日～令和8年3月31日に離婚(離婚調停中等を含む)により新たに児童手当の受給者となる人



小中義務教育学校の 就学費用の援助



学校教育課 ☎ 229-3245 FAX 229-3257

義務教育にかかる費用の負担に困っている人へ、給食費などの一部を援助しています。希望する場合は、各学校または学校教育課、各教育事務所で「就学援助費給付申請書」を受け取り、通学している学校へ提出してください。

対象 令和7年度または令和8年度時点で、次のいずれかに該当する人

- 生活保護法に基づく保護を停止または廃止された人
- 市民税が非課税の人
- 児童扶養手当の支給を受けている人
- こどもの就学にあたり経済的に困っている人

援助する費用

- 学用品費・通学用品費
- 学校給食費(実費額)
- 新入学用品費
- 校外活動費
- 修学旅行費(実費額)
- 医療費(虫歯・結膜炎など学校保健安全法施行令第8条に定める疾病)
- オンライン学習通信費(家庭でのオンライン学習に係る通信費)